



9月は「いじめゼロ強化月間」

本市では、「八潮市みんなのいじめをなくすための条例」(通称「いじめゼロ条例」)が施行された9月を「いじめゼロ強化月間」としています。市内小中学校などでの取り組みの一部を紹介します。

(1)のぼり旗設置などによる意識啓発
全小中学校で、期間中ののぼり旗を設置し、児童生徒や保護者、教職員のいじめに対する意識を高めます。また市役所正面玄関に懸垂幕を掲げ、市民の皆さんにも啓発しています。

(2)いじめ撲滅に向けた授業実践

小中一貫教育推進検討部会「こころ部会」において作成した授業モデル案やいじめゼロ条例リーフレットを活用しながら、全小中学校の全学級で「いじめをしない、させない、許さない」授業作りを行っています。いじめを取り上げた道徳教科書や新聞記事などを題材として、道徳や学級活動の授業実践を通じ、児童生徒の「豊かな心の育成」を目指します。

(3)ネットトラブル未然防止講演会
SNSの正しい使い方について、ネットトラブルの実例を挙げながら、ネットアドバイザーによる講演会を全小中学校で行っています。トラブルを未然に防ぐ情報モラル教育の取り組みを広く行うことで、児童生徒の情報モラルの育成といじめ撲滅に向けた啓発活動を推進しています。

くらしの豆知識
安易なアルバイト探しに注意!

【事例】新型コロナウイルスの影響でアルバイトがなくなり、突然収入を断られた。生活が苦しいので仕事を探そうと、スマートフォンで副業サイトを検索した。簡単に儲かるお金のサイトに興味を持ち、メッセージアプリに登録し、電話をかけて話を聞き、4800円の情報教材をクレジットカードで購入した。

その後さらに、「専用の機械を160万円で購入すると、翌月から毎月30万円が配当される。ローンで購入してもすぐに返済できて、確実に儲かる」と勧誘されたが、インターネットでこの会社について調べると、不審な口コミが多く怪しい。

新型コロナウイルスの影響で、奨学金の返済が困難となった、生活に困窮したなどの若者が、インターネ

ットを介して簡単に儲かるとした不審な副業話に手を出すという消費者トラブルが発生しています。

【消費者へのアドバイス】
①安易に広告を信じて資料請求をしたり、後で儲かるからと安易に借金をして情報教材の購入や投資をしないようにしましょう。
②「必ず儲かる」と勧誘されても実際に利益を得られる保証はありません。業者の話をうのみにせず、冷静に判断しましょう。
③ビジネスの仕組みや仕事の内容について十分な説明がない契約や、自分と儲かる理由が理解できないような契約はしないようにしましょう。
④契約が成立している、自分に契約した認識がなくても、代金を請求される場合があります。
⑤困ったときは、すぐに市や県の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

問 八潮市消費生活センター(受付は商工観光課) ☎0336・埼玉県消費生活支援センター川口 ☎048・261・0999

10月各種無料相談

☎996-2111

★①の一部と②⑤⑧⑪⑭の予約は、電話で受け付けます。
★相談日が祝日の場合は、お休みです。※⑯を除く

① 総合相談

問 秘書広報課 ☎0373
下記の6つの相談を合わせて開催するため、複数の相談を受けることができます。☎八潮メセナ

- 法律相談 ※10月14日(水)午前9時から電話予約
法律上の諸問題についての相談(弁護士が対応)
- 税理士相談 ※10月2日(金)午前9時から電話予約
相続税など税金全般についての相談(税理士が対応)
- 不動産相談
空き家、マンションおよび不動産取引全般についての相談(宅地建物取引士が対応)
- くらしの相談
日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談(行政相談委員が対応)
- 行政書士相談
官公庁へ提出する書類・申請書の作成、離婚・相続などについての相談(行政書士が対応)
- 司法書士相談 ※10月2日(金)午前9時から電話予約
土地・建物の所有権移転登記、相続、会社設立、空き家、成年後見制度などについての相談(司法書士が対応)

② 法律相談

問 秘書広報課 ☎0373
法律上の諸問題についての相談(弁護士が対応)
※2日前の水曜日午前9時から電話予約
☎市民相談室 定8人(事前予約制)

③ 不動産相談

問 秘書広報課 ☎0373
マンションおよび不動産取引全般についての相談(宅地建物取引士が対応)
☎10月26日(月) 午前9時~正午
☎市民相談室

④ DV相談

問 人権・男女共同参画課 ☎0811
DV被害(配偶者からの暴力)についての電話・面談による相談(女性相談員が対応)
☎毎週月・金曜日 午前10時~正午 午後1時~4時
※面談の場合は要予約
☎996-3955(DV相談支援室専用電話)

⑤ 女性相談

問 人権・男女共同参画課 ☎0811
女性が抱えるさまざまな悩みについての相談(女性相談員が対応)
☎毎週火~木曜日 午前10時~正午 午後1時~4時
☎駅前出張所内相談室 定5人(事前予約制)

⑥ 心配ごと相談

問 社会福祉協議会 ☎995-3636
日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談(心配ごと相談員が対応)
☎10月7日(水)・21日(水) 午後1時~4時
☎身体障害者福祉センターやすらぎ ☎998-7616 (心配ごと相談専用電話)

⑦ 生活困窮者自立相談

問 社会福祉課 ☎0493
経済的な問題などの心配ごとについての相談(生活困窮者自立相談支援員が対応)
☎毎週月~金曜日 午前8時30分~午後5時15分
☎社会福祉課 ☎949-6317(生活困窮者自立相談支援専用電話)

⑧ こころの健康相談

問 保健センター ☎995-3381
不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が対応)
☎10月5日(月) 午後1時~2時30分
☎保健センター 定2人(事前予約制)

⑨ 消費生活相談

問 商工観光課 ☎0336
悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談(消費生活相談員が対応)
☎毎週月~金曜日 午前10時~正午 午後1時~4時
☎消費生活センター ※受付は商工観光課

⑩ 内職相談

問 商工観光課 ☎0274
内職の求人、求職のあっせん、および相談(内職相談員が対応)
☎毎週火曜日 午前10時~正午 午後1時~3時30分
☎市民相談室

⑪ 若年者就職相談

問 ゆまにて ☎996-0123
若年者(40歳未満、学生・生徒可)の就職、転職、職業能力などについての相談(キャリアカウンセラーが対応)
☎10月7日(水)・21日(水) 午前10時~正午 午後1時~4時
☎勤労青少年ホームゆまにて 定5人(事前予約制)

⑫ 教育相談

問 教育相談所 ☎995-0077
児童・生徒の言動やいじめ・不登校に関する事など教育についての相談(専任教育相談員が対応)
☎毎週月~金曜日 午前9時30分~正午 午後1時~4時
☎教育相談所(八条小学校西隣)

⑬ 家庭児童相談

問 子育て支援課 ☎0472
子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談(家庭児童相談員が対応)
☎毎週月~金曜日 午前9時~正午 午後1時~4時
☎家庭児童相談室

⑭ 子育て相談

問 だいら児童館 ☎999-0321
子育ての不安や悩みごとについての相談(家庭教育アドバイザーが対応)
☎10月22日(水) 午前9時~正午
☎だいら児童館(わんぱる) 定3人(事前予約制)

⑮ 子育てコーディネーター

問 子育て(ほっとステーション) ☎951-0229
就学前のお子さんの子育て関連情報の提供や子育ての不安・悩みごとを窓口または電話で相談
☎毎週月~金曜日 午前10時~午後4時
☎やしお子育てほっとステーション

⑯ 休日・夜間納税相談

問 納税課 ☎0330
市税・国民健康保険税の納付についての相談 ※相談はなるべく電話でお願いします
☎10月4日(日) 午前9時~午後4時
☎毎週水曜日 午後5時15分~7時
☎納税課

840 伝言板

八潮の地名から学ぶ会 会員募集

☎地名の由来と歴史・文化を学び、まちづくりの資産として活用する。また、11月22日(日)午後2時~4時30分まで、八潮メセナ・アネックスにおいて「第4回方言漢字サミット」開催。当日の会場設営・撤去作業・受付のお手伝いをしていただけるボランティアも募集中 費入会金1,000円 年会費無料 問 八潮の地名から学ぶ会・昼間 ☎090-4389-4895

840伝言板の掲載について

こちらのコーナーは、市民の皆さんから寄せられたサークル・団体などの会員募集や、催しの案内を掲載しています。

掲載を希望する方は、広報やしお840伝言板掲載依頼書(秘書広報課または市ホームページで入手)を窓口、郵送、ファクスまたは電子メールで提出してください。

※営利または、宣伝・広告を目的とするもの、指導者などが生徒を募集するもの、求人に関するものなどは掲載できません。

また、掲載基準を満たしていても、紙面の状況によっては掲載できない場合がありますので、ご了承ください。

なお、掲載にあたっては事前に内容の確認をお願いしています。名称などに誤りがないか、必ず確認してください。連絡がとれないなど、確認ができない場合は掲載できませんので、ご了承ください。

申込期限 掲載希望月の前月5日まで

問 秘書広報課 ☎0373

各種無料相談について

- ・来庁(館・所)による相談は、中止や電話での相談になる場合がありますので、事前に各担当課へお問い合わせください。
- ・相談にお越しになる際は、マスクの着用をお願いします。
- ・体調不良や発熱などの症状が確認された場合は、相談を見合わせる場合があります。